

(別紙第2)

勸 告

本委員会は、職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告します。

1 本年の給与改定

(1) 給料表

ア 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）及び学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）（以下「給与条例」という。）に規定する給料表を別記第1のとおり改定すること。

イ 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）に規定する給料表を別記第2のとおり改定すること。

ウ 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）に規定する給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 地域手当

地域手当の支給割合は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、100分の12.05とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和4年12月期の支給月数

(イ) 給与条例の適用を受ける職員（特定幹部職員を除く。）については、勤勉手当の支給月数を1.05月（再任用職員にあっては、0.5月）とすること。

(ロ) 給与条例の適用を受ける職員のうち特定幹部職員については、勤

勉手当の支給月数を1.25月（再任用職員にあっては、0.6月）とすること。

- (ウ) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員については、期末手当の支給月数を1.675月とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給月数

- (ア) 給与条例の適用を受ける職員（特定幹部職員を除く。）については、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.0月（定年引上げ関係条例が改正された場合の定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.475月）とすること。

- (イ) 給与条例の適用を受ける職員のうち特定幹部職員については、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.2月（定年引上げ関係条例が改正された場合の定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.575月）とすること。

- (ウ) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員については、6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.65月とすること。

(4) 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、(3)アについては、この勧告を実施するための条例の公布の日から、(3)イについては、令和5年4月1日から実施すること。

2 給与カーブの見直し

令和5年4月1日から、地域手当の支給割合を100分の12.09とすること。